
**2018年度 法学部・大学院法学研究科、法科大学院生対象
アジア法整備支援対象国 ベトナム短期派遣
募集要項**

1. 募集目的：

アジア地域が市場として注目される中、アジアを理解し、国際的な教養を身につけたグローバル人材が求められています。また、体制移行・経済のグローバル化にともない、アジア各国では、日本政府等による法整備支援が展開されており、法整備支援に貢献する若い世代の研究者・実務家が求められています。

そこで、本プログラム「アジア志向法律家育成支援プログラム」では、アジア法整備支援が展開されているアジア各国に学生を派遣し、現地法の講義、法律関係機関への訪問、法学部生との討論を通じて、アジアに精通し、アジアの発展に貢献するグローバルリーダーの育成に取り組みます。派遣先大学には、本学により「日本法教育研究センター」が設置されているハノイ・ホーチミン・カンボジア・インドネシア・モンゴル・ウズベキスタン・ミャンマー・ラオスを対象とし、本学学生が同センターの学生と交流することを通じて、日本法を外国の法律と比較して客観的に捉えることができるようになり、国際感覚を身につけた法律家を養成することを目指しています。

2. 応募資格・適性：

- ① 名古屋大学法学部・大学院法学研究科・法科大学院生の正規課程に在籍する学生
(プログラムの趣旨により、日本人学部生を優先)
- ② 積極的・主体的・自律的・協力的な
 - ・事前研修等への参加
 - ・事後報告会等への参加
 - ・報告書等の作成を行える者
- ③ プログラム参加にあたり問題のない健康状態であること
- ④ 現地の生活に適応する意欲がある者
- ⑤ 英語または現地語で大学の講義が理解でき、単位取得が可能であること
基準：派遣時点で TOEIC730, iBT-TOEFL80 程度
- ⑥ 「比較法政演習 I」「比較法政演習 II」を受講済みであることが望ましい

3. JASSO(独立行政法人 日本学生支援機構)奨学金応募資格：

当プログラム参加者は JASSO 奨学金(月額 7 万円)への申し込みが可能です。

申し込み条件：

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者
- ② プログラム関連の単位を取得すること
- ③ 設定された以下の語学水準を満たすこと
語学水準 英語の場合の目安：TOEIC 400 点以上 (TOEFL の場合、PBT435 点以上、CBT123 点以上、iBT41 点以上、IELTS5.0(Academic Module)以上) もしくは前年度の語学成績で成績評価係数 2.3 以上
- ④ 設定された以下の成績水準を満たすこと
学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、**選考時の前年度**

の成績評価係数が 2.30 以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数 2.30 以上であるとする理由を明記すること。

	成績評価			
評価点数	100～80	79～70	69～60	59 以下
	優	良	可	不可
	S、A	B	C	F、D
成績評価ポイント	3	2	1	0

計算式

$$\{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)\} \div \text{総登録単位数}$$

⑤ 在学中にフォローアップのための追跡調査に協力すること

⑥ 経済的理由により、自費のみでの参加が困難であること

原則として以下の家計基準の目安以下に合致する者を優先する

家計基準の目安

区分	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大学（学部）	3人世帯（自宅）1,012万円	3人世帯（自宅）604万円
	3人世帯（自宅外）1,059万円	3人世帯（自宅外）651万円
	4人世帯（自宅）1,096万円	4人世帯（自宅）688万円
	4人世帯（自宅外）1,143万円	4人世帯（自宅外）735万円
	5人世帯（自宅）1,314万円	5人世帯（自宅）906万円
	5人世帯（自宅外）1,408万円	5人世帯（自宅外）1,000万円
大学院（修士）	本人及び配偶者の収入	
大学院（博士）	536万円程度	
	718万円程度	

給与所得者・・・源泉徴収票の支払い金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

渡航支援金

一律 15 万円支給

※ただし家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が次の金額である者

給与所得のみの世帯：年間収入金額（税込み）が 300 万円以下

給与所得以外の所得を含む世帯：年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※他団体などから奨学金を受けている学生は、当奨学金との併用が認められない奨学金もあるので、確認すること。また、JASSO の奨学金も種類によっては併給が認められない場合があるため、同じく事前に必ず確認すること。

4. 募集人員：10名程度

派遣先：ベトナム（ハノイ）ハノイ法科大学 <http://www.hlu.edu.vn/>

5. 活動内容：

① 事前研修【アジア法整備支援特別講座（月1回程度、法整備支援・アジア法専門家によるオムニバス講義を行う）、英語、各国一般事情および法律・政治制度、日本語・文化指導支援など】（単位付与なし、詳細については追って連絡予定）

・8月27日（月）28日（火）連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」サマースクール
必須参加

・9月3日（月）～7日（金）集中講義「特殊講義（アセアン諸国における法と政治）の履修受講推奨 ※時間割コード 0308296

→履修登録期間：6月4日（月）～6月15日（金）

上記期間中に文系教務課で各自が履修登録申請すること

②現地大学において学生との討論や交流、英語による講義の受講

③法律関係機関見学（裁判所、国会、司法省等）

④海外で活躍する日本人起業家、名大修了生等との交流

⑤日本法教育研究センターなどでの社会科学分野の日本語教育支援、日本文化・日本法紹介

6. 本研修に係る履修登録期間：6月4日（月）～6月15日（金）

上記期間中に文系教務課で各自が履修登録申請すること

・学部生科目名：法整備支援論演習1 授業コード：0308323

7. 派遣時期：2018年9月中旬頃 10日間程度

8. 応募願書締切：2018年6月15日（金）12:00 厳守

9. 選考方法：書類選考＋面接（面接：6月18日（月）の週）

10. 提出書類：指定の願書、外国語能力証明書の写し、成績表（日・英）の写し、家計基準申告書類、源泉徴収表の写しもしくは確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し

※署名欄以外はパソコン入力を認めています。

提出書類は名古屋大学法学部のHPからもダウンロードが可能です。 <https://www.law.nagoya-u.ac.jp/>

10. 提出先：法政国際教育協力研究センター（CALE）

11. 費用：渡航にかかる往復航空券代、宿泊代、ビザ代等は自己負担

奨学金は支給要件を満たせば、支給あり

※ただし、家計収入（年間300万円未満）によっては、渡航費用として15万円を支給

問合せ先

法政国際教育協力研究センター(CALE)

TEL：052-789-2325 / 052-789-4263

E-mail：asean@law.nagoya-u.ac.jp